

千葉県告示第142号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年2月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年2月27日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
県道 生実本納線	緑区越智町1876番1から 緑区越智町1865番4まで	令和5年2月27日
	緑区越智町1208番1から 緑区板倉町595番7まで	令和5年2月27日